

平成23年 4月11日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 平成23年度税制改正(案)

— 給与所得控除の見直し(平成24年分以後の適用) —

「給与所得控除額」は、給与所得者に対して設けられているもので、給与収入の金額に応じて一定金額をみなし経費として差引いてもらえる制度です。例えば、サラリーマンの場合、仕事のためにスーツや靴などを購入したり、勉強のために書籍なども購入するでしょう、こういった支出を必要経費とみなして一定額を控除してくれる仕組みとなっています。

### (1) 給与所得控除の上限設定(改正前は給与収入が増えるにつれて控除額も連動、上限なし)

その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、一律245万円とされます(つまり、1,500万円を超える給与所得者は増税となります)。

### (2) 役員給与等に係る給与所得控除の見直し(高所得者にとってさらに増税となる)

その年中の給与等のうち、役員給与等の収入金額が2,000万円を超える場合、その役員給与等に係る給与所得控除額については、次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に定める金額とされます。

#### ① その年中の役員給与等の収入金額が2,000万円を超え2,500万円以下の場合

$$\text{給与所得控除額} = 245\text{万円} - (\text{役員給与} - 2,000\text{万円}) \times 12\%$$

#### ② その年中の役員給与等の収入金額が2,500万円を超え3,500万円以下の場合

$$\text{給与所得控除額} = 185\text{万円}$$

#### ③ その年中の役員給与等の収入金額が3,500万円を超え4,000万円以下の場合

$$\text{給与所得控除額} = 185\text{万円} - (\text{役員給与} - 3,500\text{万円}) \times 12\%$$

#### ④ その年中の役員給与等の収入金額が4,000万円を超える場合

$$\text{給与所得控除額} = 125\text{万円}$$

### (3) 設例による給与所得控除額(給与収入が1,500万円を超えると増税になります)

#### ① 年間給与収入が800万円の場合の給与所得控除額は

$$800\text{万円} \times 10\% + 120\text{万円} = 200\text{万円} \text{ (改正前と変更なし)}$$

#### ② 年間給与収入が2,000万円の場合の給与所得控除額は

$$245\text{万円} \text{ (給与収入} \geq 1,500\text{万円) (改正前は270万円)}$$

#### ③ 年間給与収入(役員)が2,500万円の場合の給与所得控除額は

$$245\text{万円} - (2,500\text{万円} - 2,000\text{万円}) \times 12\% = 185\text{万円} \text{ (改正前は295万円)}$$

#### ④ 年間給与収入(役員)が6,000万円の場合の給与所得控除額は

$$125\text{万円} \text{ (給与収入} > 4,000\text{万円) (改正前は470万円)}$$